

第 8 章 村政運営の原則

(村政の運営)

第 28 条 村は、情報共有に努めながら、村民参画参加及び協働のむらづくりを基本とした、効率的・効果的で、公平・公正かつ透明性の高い存村政運営を行います。

(行政評価)

2 村は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるように努め、計画、実施、評価及び改善の PDCA サイクルを踏まえた村政運営を行います。

(説明責任)

第 29 条 村は、政策の計画、実施の過程において、その内容や効果等を村民等に分かりやすく説明する責任があります。

2 村は、村民からの意見、要望、提案等に対しては、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

(総合計画)

第 30 条 村は、総合的かつ計画的な村政運営を行うため、総合計画を策定します。

2 村は、総合計画を最上位の計画と位置付け、村が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 村は、社会の変化に柔軟に対応するため、~~向こう 5 年~~の実施計画を毎年度見直すとともに、事業の進行を管理し、その状況を公表します。

(法務体制)

第 31 条 村は、地域の特性を生かした政策を実行するため、自らの判断と責任において必要な条例等の制定に努めます。

2 村は、前項の目的のため、職員の法務に関する能力の向上に努めるとともに、職員の自主的な研修等を保障します。

(財政運営)

第 32 条 村は、総合計画を踏まえた占冠村一般会計財政推計を策定するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

2 村は、所管する公有財産について把握し、適正に管理するとともに、効果的な活用に努めます。

~~2-3~~ 村は、毎年度の予算及び決算その他村の財政状況に関する情報を村民に分かりやすく公表します。

(行政手続)

第 33 条 村は、村民の権利利益の保護を図るため、別に条例（行政手続条例）で定めます。

(関与団体等)

第 条 村は、村が出資し、若しくは運営のための補助金を支出し、又は職員を派遣している法人その他の団体（以下「関与団体等」といいます。）に関する出資、補助及び職員派遣の状況を公表します。

2 村は、関与団体等及び指定管理者が行う村に関連する業務について、業務の目的が達成されているか検証するとともに、必要な指導及び助言をおこないます。

(意見公募)

第 1 条 村長は、住民生活に大きな影響を与える条例および計画等の制定等にあたっては、村民の意見を反映させるため、事前にその案を公表し、広く村民の意見を求める責任があります。

2 村長は、村民から提出された意見を十分に考慮して意思決定をおこなうとともに、提出された意見とそれに対する村長の考え方を公表します。

(監査制度)

第 1 条 村は、法令に基づく監査を実施するとともに、効率的・効果的な財政運営をおこなうため、監査機能の充実に努めます。

第 9 章 むらづくりの基本方針

(安全で安心なむらづくり)

第 34 条 村は、村民の生命、財産及び暮らしの安全確保及び向上に努めるとともに、緊急時には、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めます。

2 村は、災害等が発生したときは、村民、関係機関などとの協力、連携及び相互支援のもと、速やかに村民の安全・安心の確保に努めます。

(人と自然との共生のむらづくり)

第 35 条 村民と村は、豊かな自然と大地の恵みを将来に向けて子孫に引き継ぐため、人と自然との共生のむらづくりを進めます。

2 村民と村は、環境にやさしい新エネルギーの活用と省エネルギーの推進に努めます。

3 村民と村は、循環型社会のむらづくりを進めます。

(子育てと人づくりの推進)

第 36 条 村は、誰もが安心して子どもを産み、子育てができる環境づくりに努めます。

2 村、保育所、学校、地域及び家庭は、子どもの安全確保と保育、教育の充実に努めるとともに、子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域全体で子育てを推進します。

3 村は、自ら学び、考え、行動するたくましい子どもたちを育成するとともに、郷土に誇りを持ち、自然環境を生かした地域づくりに取り組む人材の育成など、占冠村を支える人づくりを積極的に推進します。

(地域情報化の推進)

第 37 条 村は、情報通信技術を活用して、地域の知恵と工夫を活かしつつ、地域の総合的で高度な情報化を推進します。

(国際交流)

第 38 条 村は、次代を担う青少年が国際交流を通じて国際感覚を養い、国際的に活躍できる人材の育成を目的として姉妹都市交流を推進します。

(平和体験学習)

第 39 条 村は、平和の尊さについて学ぶことを目的として平和体験学習を推進します。

第 10 章 最高規範性等

(最高規範性)

第 40 条 この条例は、むらづくりの基本的事項について占冠村が定める最高規範であり、村民及び村は、この条例の趣旨を最大限尊重します。

2 村は、他の条例等の制定及び改廃又はむらづくりに関する計画の策定や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえて整合性を図ります。

(条例の見直し)

第 41 条 村は、5 年を超えない期間ごとに、この条例が占冠村にふさわしいものであり続けているかどうかを、村民を含めて検討します。

2 村は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例の改正等必要な措置を行います。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。